鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例の概要

１．背景

(1) 犯罪の発生状況

市内における刑法犯認知件数は大きく減少しているものの、近年は概ね 400 件前後で推移しており、新型コロナウイルス禍が明けた令和４年から令和５年にかけては増加に転じています。

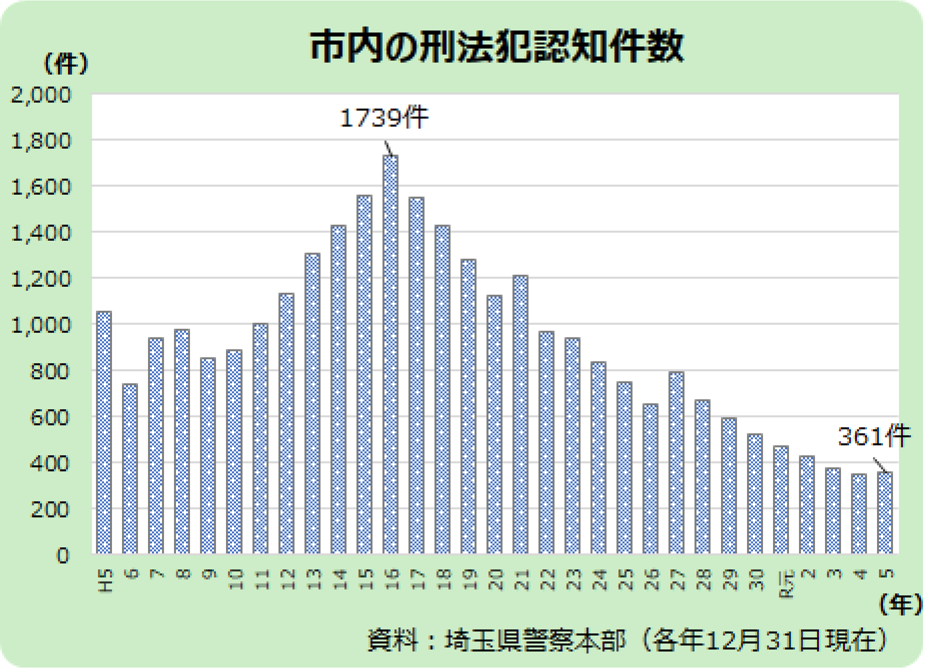

(2) 市民の防犯意識

防犯対策を重要と考える市民や、日頃から防犯対策を行っている市民が増加しており、市民の防犯に対する重要性・必要性が高まってきています。

市の取組の中での「防犯対策」の重要度

H30		R5
7位（57施策中）	▶	4位（40施策中）

２．目的

市は、これまでも防犯のまちづくりに取り組んでいますが、ここで「鶴ヶ島市防犯のまちづくり推進条例」を策定し、防犯のまちづくりに取り組むことを明文化することにより、市、市民、事業者、関係機関等が一体となって、更なる防犯意識の維持・向上を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

３．概要

○　この条例は、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた「理念条例」として制定します。
○　市民へ義務を課したり、権利を制限したりする内容のものではありません。

項目	内容
目的	防犯のまちづくりの基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
定義	条例で使われる用語の意義を定めます。
基本理念	市や市民等が、自らの地域は自らで守るという防犯意識を持ち、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を分担し、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会を実現することを基本理念とします。
市の責務	市は、以下の防犯のまちづくりに関する施策を実施するものとします。 ①　防犯に関する意識の啓発及び情報提供に関すること。 ②　自主的な防犯活動に対する支援に関すること。 ③　防犯を目的とした環境の整備に関すること。
市民、事業者及び土地建物所有者等の責務	市民等は、以下の防犯対策に努めるものとします。 ①　それぞれが自らを守るための防犯措置を講じること。 ②　地域における防犯活動に自主的に取り組むこと。 ③　市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力すること。
推進体制の整備	市や市民等は、相互に密接な連携を図り、防犯のまちづくりを推進するための体制の整備及び充実に努めるものとします。

（参考：県内市町村の防犯に関する条例制定状況）

制定済み	６０自治体
未制定	３自治体（川越市、鶴ヶ島市、吉川市）
合計	６３自治体